



謹賀新年



中央総合法律事務所
所 長

中務 嗣治郎

田中さんの受賞は、高度な研究が大学や研究機関等においてのみ為されているのではなく、企業においても為されていることをより一層広く知らしめてくれました。

知的財産の重要性が益々増大する現代です。どの企業も知的財産と無関係ではられません。知的財産を取り巻く環境についてお話しします。

2002年は、小柴昌俊さんと田中耕一さんがノーベル賞を受賞し、日本初のダブル受賞という久しぶりに明るいニュースが日本中を駆け巡りました。特に、田中さんは一民間会社のサラリーマンであり、そのような人が受賞したということは、こつこつと研究を続けている人たちに夢と希望を与えたことと思います。近年、中村修二カリフォルニア大学教授が、元の勤務先である日亜化学工業に対して金20億円を請求する裁判を東京地裁におこし、「職務発明」の分野が注目を浴びましたが、今回の田中さんの受賞は、高度な研究が大学や研究機関等においてのみ為されているのではなく、企業においても為されていることをより一層広く知らしめてくれました。

知的財産の重要性が益々増大する現代です。

を取り巻く環境についてお話しします。

2002年は、小柴昌俊さんと田中耕一さんがノーベル賞を受賞し、日本初のダブル受賞という久しぶりに明るいニュースが日本中を駆け巡りました。特に、田中さんは一民間会社のサラリーマンであり、そのような人が受賞したということは、こつこつと研究を続けている人たちに夢と希望を与えたことと思います。近年、中村修二カリフォルニア大学教授が、元の勤務先である日亜化学工業に対して金20億円を請求する裁判を東京地裁におこし、「職務発明」の分野が注目を浴びましたが、今回の田中さんの受賞は、高度な研究が大学や研究機関等においてのみ為されているのではなく、企業においても為されていることをより一層広く知らしめてくれました。

知的財産の重要性が益々増大する現代です。どの企業も知的財産と無関係ではられません。知的財産を取り巻く環境についてお話しします。2002年は、小柴昌俊さんと田中耕一さんがノーベル賞を受賞し、日本初のダブル受賞という久しぶりに明るいニュースが日本中を駆け巡りました。特に、田中さんは一民間会社のサラリーマンであり、そのような人が受賞したということは、こつこつと研究を続けている人たちに夢と希望を与えたことと思います。近年、中村修二カリフォルニア大学教授が、元の勤務先である日亜化学工業に対して金20億円を請求する裁判を東京地裁におこし、「職務発明」の分野が注目を浴びましたが、今回の田中さんの受賞は、高度な研究が大学や研究機関等においてのみ為されているのではなく、企業においても為されていることをより一層広く知らしめてくれました。



新年のご挨拶

旧年中は大変お世話になり、有難う御座います
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所
存でございます。よろしくお願ひ致します。



弁護士 岩城 本臣

昨年八月、朝銀近畿信用組合の金融整理管財人として事業譲渡を完了しその任を終えました。理念から演繹的に解決を迫る政治と、現実から帰納的に必要性を求める経済との狭間でその調整に頭を痛めました。本年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 中光 弘

日々追われるようにはありますが、充実感溢れる仕事をさせていただいております。本年も、どのような案件に対しても最大限の情熱をもって案件に当たる所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 森 真二

人の遺伝情報は約30億もの物質の塩基配列からなっているようで、この高精度な解読は本年春頃に完了するとのことです。ヒトゲノムに関する人権保護の問題がますます現実的なものとなってきました。新しいテーマに関して一層勉強したいと思っております。本年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 中務 正裕

旧年中は大変お世話になり誠にありがとうございました。今年は弁護士10年目の年になります。初心にたちもどり書面は「簡潔に」、「明確に」、「論理的に」を心がけ交渉はタフかつバランスをとってより一層仕事に邁進していく所存です。今年もどうぞ宜しくお願ひいたします。



弁護士 村野 譲二

昨年は、戦後最悪の企業倒産に完全失業率、更にデフレスパイラルと閉塞感が高まる一年でしたが、対処の方向性は見出せつつあるようです。今年は、再生、再出発の一年になることを期待しています。



弁護士 中務 尚子

弁護士になって10年目の年となりました。プロ意識を常に持ち続け、皆様のお役に立てればと思います。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 加藤 幸江

技術の進歩は、「鉄腕アトム」に未来として描かれたことを現実化してきています。新知識の習得に努めて、権利の適正な保護のお手伝いが出来たらと思います。



弁護士 宮塚 久

依頼者みな様のニーズを的確に把握すること、迅速かつ丁寧な事件をすすめること、最善の解決策を提案すること今年も精一杯がんばりますよろしくお願ひいたします。



弁護士 安保 智勇

大規模化、法人化など法律事務所のあり方にも大きな変容が見られますが、弁護士業務の基本は変わらないと思っております。今年も基本を忘れずに業務に精進したいと思いますので、何卒よろしくお願ひいたします。



弁護士 村上 創

先日、「景表法」に関する法律相談・鑑定がございました。弁護士5年目にして初めての相談分野でした。しかし、企業活動にとって大変重要な法律です。「チャレンジ!!」まだまだ大切な言葉のひとつです。



弁護士 浅井 隆彦

昔、受験勉強等でスランプに陥ると、「冬来たりなば、春遠からじ」と自分に言い聞かせて、頑張ったものです。経済情勢がますます厳しさを増す昨今ですが、終わらない冬はない、明けない夜はないと信じて、お互い頑張りたい。



弁護士 小林 章博

本年4月で弁護士登録をしてはや5年目になります。今まで以上にクライアントの皆様のお役にたてるよう日々研鑽につとめ業務に取り組んで参ります。今年もよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 錦野 裕宗

本年度も、案件の適正迅速な解決を目指し、また弁護士として案件に対する新しい視点をクライアントの方々に提供できるよう全力で頑張ります。24時間サービスを提供するつもりで頑張りますので、よろしくお願ひいたします



弁護士 川口 富男

皆様には益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。今年が皆様にとり一層輝かしい年になりますよう祈念申し上げますとともに、当事務所が皆様の必要の都度、即座に、最高、最適のリーガルサービスを提供することをお誓ひ申し上げます。



弁護士 鈴木 秋夫

弁護士となって3年目を迎え自分なりに仕事ができるようになったのではと感じていますが今年も更なる向上を目指して頑張りたいと思います。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます



法務第一部長 寺本 栄

昨年は、弊事務所で、執行手続及び執行妨害に関する本を出版し、私も執筆させていただきました。最近の執行妨害は、登記を悪用したものと等高度なものが見受けられるようになりました。新手の執行妨害にも十分対処できるよう、一層の自己研鑽をする所存ですので、



弁護士 小林 幹雄

私が弁護士として成長するために最も大切なことは「謙虚に学ぶ姿勢」であると考えています。書物だけでなく生きた事件から多くを学び、クライアントの皆様出来る限り良質な法的サービスを提供できるよう、本年も情熱的に頑張ります。



法務第二部長 角口 猛

本年も、「迅速」・「正確」・「誠実」をモットーに前進する決意です。どうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 三浦 章生

弁護士の仕事をするようになって、早1年と3か月が経過しました。当初は一つ一つの事件に無我夢中で取り組むだけで精一杯でしたが、最近は少しずつこの仕事の充実感を覚えるようになってきました。今年も精力的に仕事をし、依頼者の皆様のご期待に応えることを通じて自分自身を高めていきたいと思ひます。



客員弁護士 岡村 旦



弁護士 近藤 恭子

旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様とお会いできましたことを大変嬉しく存じます。本年の抱負は「吸収」です。本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。



客員弁護士 福屋 憲昭



弁護士 藤井 康弘

昨年の10月に入所してから、はや2ヶ月がたちましたが、日々新たな発見があり、充実した毎日を送ることができました。今年も、様々な事件を通して成長していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします





弁護士
加藤 幸江
(かとう・さちえ)

出身大学
早稲田大学法学部

経歴
1971年4月
最高裁判所司法研修所修了
(23期)
検事任官(東京地方検察庁、
福島地方検察庁)
1974年
大阪弁護士会登録
1983年
中央総合法律事務所入所
所属学会等
工業所有権法学会会員
知的財産法研究会
(メンバー)
知的財産法実務研究会
(メンバー)
知的財産判例研究会
(所長代理参加)

取扱業務
知的所有権、民事法務、
家事相続法務

知的財産の活用

弁護士 加藤 幸江

2002年は、小柴昌俊さんと田中耕一さんがノーベル賞を受賞し、日本初のダブル受賞という久しぶりに明るいニュースが日本中を駆け巡りました。特に、田中さんは一民間会社のサラリーマンであり、そのような人が受賞したということは、こつこつと研究を続けている人たちに夢と希望を与えたことと思います。近年、中村修二カリフォルニア大学教授が、元の勤務先である日亜化学工業に対して金20億円を請求する裁判を東京地裁におこし、「職務発明」の分野が注目を浴びましたが、今回の田中さんの受賞は、高度な研究が大学や研究機関等においてのみ為されているのではなく、企業においても為されていることをより一層広く知らしめてくれました。

知的財産の重要性が益々増大する現代です。どの企業も知的財産と無関係ではられません。知的財産を取り巻く環境についてお話しします。

1、知的財産を守る法律群

財産というと、現金や預貯金、不動産、美術品や宝石などの「物」を思い浮かべますが、技術発明、物品のデザイン、物品やサービスの名前なども経済社会において高い価値を有しており、これらを知的財産といえます。知恵と努力の結晶にはいろいろのものがあ、発明は特許法で、考案は実用新案法で、デザインは意匠法で、商品や役務(サービス)の標章は商標法で保護されます。いずれも権利として保護を受けるためには特許庁への登録が必要です。これら4法にかかる権利は工業所有権と称されることもあり、産業にかかわる知的財産です。

文化にかかわる知的創造の結果物である小説・論文・音楽・舞踊・絵画・建築・映画・写真・プログラムなどは著作権法で保護されます。著作権は前述した工業所有権と異なり、特許庁への登録は権利成立の要件ではありません。

また、コンピュータの分野では、半導体集積回路の回路配置を保護する法律として、半導体集積回路の回路配置に関する法律があります。

そのほか、模倣品・類似品の販売、不正手段により営業秘密を取得する等の不正行為に対処する法律として不正競争防止法があります。

2、知的財産の管理

知的財産は、現代の経済社会において大きな利益を生み出すものであり、アメリカなどでは本業を差し置いて知的財産の実施料収入等で潤っている会社もあります。せっかく知的財産を所有していてもその管理が適切でなかったり、活用が不十分であるとしたらもったいない話です。

発明等が完成したら、特許権等を取得するか(特許庁へ登録することにより公開されることになり)ノウハウとして自社内に留めるかを検討し、ノウハウとする場合は営業秘密としての管理体制を整えることが必要です。

管理面では、法務部門や法務担当を決めて日頃から自社の所有する権利を把握しておき、侵害者を発見した場合は直ちに差止め等を求めます。侵害を放置しておく権利の希釈現象が生じて、せっかくの権利も実効性を失いかねません。権利を取得するだけで満足することなく、適切な維持・管理が何より大切です。また、自社が新たな営業を始める場合には、第三者の権利に抵触することがないか慎重に事前調査を行いましょう。これを怠ったことにより後日侵害が生じると、対応に要する費用・時間・労力は事前調査に要するそれらと桁が違います。

3、権利を侵害された場合

(一)侵害者に対する請求

知的財産の権利者は、侵害者に対して、①侵害行為の差し止め、②損害賠償請求、③侵害物の破棄、④謝罪広告等を求めることができます。

自分の権利が侵害されていることを発見したら、侵害者に対して、早急に「製造・販売の差し止め」を求めます。警告した事実を記録に残すために、内容証明郵便によることをおすすめします。

(二)侵害の警告と不正競争防止法

ところで、侵害品の製造者A社に対して直接警告をするのではなく、A社の取引先などに「A社は侵害品を製造している」との通知を出したり、公言していることを見聞きすることがありますが、後に権利侵害が認められなかった場合に、逆にA社から「虚偽の事実を流布されて信用を傷つけられた」として、不正競争防止法に基づき、損害賠償請求をされることになりますので、第三者への通知等は専門家の意見を聞くなどして慎重に行う必要があります。

(三)仮処分と本訴

警告書の相手先が侵害を認めて話し合いに応じてくれればよいのですが、争う場合は、①仮処分や②本訴の法的手続きをとります。本訴での判決が出るまで侵害行為を継続されては困るので、早く結論を得るために侵害品の製造・販売の禁止を求める仮処分を申し立てるのですが、知的財産の分野では突然差し止めの仮処分が出されると侵害者とされた相手方に多大で回復不可能な損害を与えることがあり得るので、他分野の仮処分と異なり、原則として相手方を呼び出して主張を聞く「審尋」の手續が取られます。ここで相手方が侵害を争えば審理がなされることになり、結局本訴と同じように結論が出るまでに時間がかかります。

裁判はどこの裁判所に提起しても良いというものではなく、管轄が決まっています。東京地方裁判所と大阪地方裁判所には知的財産訴訟の専門部が設けられており、特許権・実用新案権等特定の権利に関する紛争については、いずれかの専門部で審理を受けられるように、この二つの裁判所には特別な管轄が認められています。

(四) 損害賠償請求

損害賠償請求も一緒にしたい場合は、本訴を提起します。損害賠償請求権は不法行為のときから3年で時効により消滅するので、当初に差止のみを求めた場合は、期間の経過に注意が必要です。

わが国の損害賠償額はアメリカで認定される額と比較してあまりにも低額です。そこで、特許法は近年損害賠償額の算定方法に関して、侵害者が譲渡した物の数量(譲渡数量)を基にして損害額を算出することとしたり、実施料相当額の算定に際しては、通常の数額ではなく事案ごとの事情を参酌できるようにするなど、いくつかの変更を行い、損害賠償額の高額化を図っています。

4. 権利侵害であるとの警告を受け場合

(一) 権利の存在の確認

ある日突然警告書が届いたらびっくりしますが、あわてずに対応を検討しましょう。初めにしなければな

らないことは、警告者が所有するという権利の確認です。特許のように特許庁へ登録がなされているものは、登録原簿や特許公報等を入手します。権利に関する書類を入手したら、警告者の権利が有効に存在するか、正当な権利者からの警告か確認します。特許権等は存続期間が決められていますし、登録料の納付を忘れて権利が消滅していたり、差止請求権を有しない通常実施権者からの警告ということもあるからです。

(二) 権利内容と実施行為の比較検討

次に、権利の内容を検討し、自社の実施行為が権利侵害となるか否か検討します。特許庁へ判定請求することもひとつの方法です。権利に無効原因が含まれていないか、自社に先使用権が成立しないかなど、多方面から検討して対処方法を考えましょう。警告書には「本書到達後 日以内に回答せよ」と記載されていることが多いですが、あわてて不完全な回答をすることがないように、早い段階から専門家に相談することが適切な解決への道です。

5. 知的財産の活用

知的財産は自社で使用するだけでなく、ライセンスしたり、譲渡するなどして収益に結びつけることができます。自社が所有する権利をすべて洗い出してみると、思わぬ宝の山を発見するかもしれません。





弁護士
安保 智勇
(あば・ちゆう)

出身大学
中央大学法学部

経歴
1986年4月
最高裁判所司法研修所修了
38期
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

1990年
ニューヨーク州弁護士登録
ミシガン州弁護士登録、
米国デッキンソン・ライト
法律事務所勤務

1992年
中央総合法律事務所復帰

取扱業務
国際取引、金融法務、貿易
法務、会社法務、商事法務
、民事法務、知的所有権、
独占禁止法務、税務法務

連邦量刑ガイドラインに見る法令遵守体制確立の指導原則 (その1)

弁護士 安 保 智 勇

1 はじめに

ここ数年企業の不祥事が相次いでおります。つい先日、某金融機関が総会屋に対して株主総会の円滑な進行の取りまとめの見返りに多額の顧問料を支払っていた事件が警視庁により摘発されたばかりです。その他、新聞紙上を見れば連日のように大小さまざまな企業不祥事が取り上げられています。

このような不祥事を起こした企業では、決まって事後的に社内調査が行われ、社内の法令遵守(コンプライアンス)体制を確立ないし強化するとの声明が出されるのが常です。法令遵守体制の確立ないし強化に関して取るべき具体的施策は、勿論個々の企業の実情によって異なるべきものですが、そのような施策の立案のためには、何らかの一般的基準ないし指導原則が必要であります。しかし、我が国において、法令遵守体制の強化のために具体的にどのような施策を行うべきかはもとより、具体的施策立案のための指導原則についても、現時点では必ずしも明らかではないと思われま。

本稿では、このような法令遵守体制の確立ないし強化のために、どのような施策が必要になるのかについて主にアメリカの議論を紹介してみたいと思います。

2 アメリカにおける法令遵守体制の進展

アメリカで法令遵守体制が意識される端緒になったのは、海外の公務員に対する一定の支払いを禁じた1977年の海外不正支払防止法の制定であるといわれております。

しかし、実務的に企業の法令遵守体制の確立に大きな影響を与えたのは、1991年に発表された連邦量刑ガイドラインと、ケアマーク社に対する代表訴訟に関する1996年のデラウェア州裁判所の判決であります。後者は、会社の取締役が法令遵守体制の確立に関する義務を認めたリーディングケースとして一般に認識されております。そこでまず、連邦量刑ガイドラインの紹介に先立って、ケアマーク事件判決について紹介したいと思います。

3 ケアマーク事件

ケアマーク社は、在宅医療の医薬品を提供する会社であります。医薬品の代金は医療保険から支払われますが、医者がケアマーク社に患者を紹介した場合のリベートの支払いは連邦法上禁止されてい

ました。しかし、ケアマーク社では、「研究費」「コンサルティング料」等、様々な名目で医者に金銭の支払いをしておりました。しかし、かかる名目での支払いが、禁止される行為に該当するかどうかは法律の解釈上明らかではありませんでした。ケアマーク社では行っている支払いは違法ではない旨の社内及び社外の弁護士の意見を得ておりましたが、その意見の正当性については疑問がありました。そして、同社の年次報告書でもかかる実務が適切なものかどうか疑問がある旨の開示がなされておりました。

ケアマーク社では、1991年にかかる支払に関して政府の調査を受けてから、外部医師に対する支払いについての社内ルールは数度にわたって変更され、最後には法律が定める「セーフハーバー」に該当するもの以外の支払いは禁ずるようにルールが改正されました。その後、ミネソタ、オハイオ州で従前の支払行為について連邦法違反の起訴がなされました。起訴された違反行為は、1993年まで続いた医師に対する違法な支払いに関する等を含むものでしたが、ケアマーク社は、罰金の支払い、医療保険に対する損害賠償の支払い等に関して和解をしました。このような罰金や和解金のためにケアマーク社は全部で2億5000万ドルもの支出が必要とされ、これらは取締役の任務懈怠行為の結果会社が蒙った損害であるとして、株主から取締役に対して代表訴訟が提起されたのが事件の内容です。

この事件では、デラウェア州裁判所は、「取締役の義務には、取締役が十分と結論する会社の情報及び報告システムが存在することを真摯に確認しようとする義務が含まれており、これを行わなかったことについては...一定の状況のもとでは、適用される法律上の基準に適合しなかったことから生ずる損失について、取締役に責任を生じさせる」と判断しております。

しかしながら、当該事件では、裁判所は、「記録に



よれば取締役被告はその監督機能を継続的に行使しなかった有責性があつたとの証拠は全くない。逆に、記録から述べる限り、会社の情報システムは、関連する情報について認識する真摯な試みを示していると思われる。」と述べて取締役の義務違反を認めるに足りる証拠はないとの判断をしております。

このケアマーク判決は、会社の取締役には法令遵守体制を確立する義務があること、また、かかる法令遵守体制が確立されている場合には、結果としてなされた従業員の違法行為について取締役に責任はないことを明らかにしたりーディングケースであると一般に認識されております。

ケアマーク判決では、取締役に法令遵守体制の確立義務を認めるにあたり、「全ての事業組織に対する連邦組織量刑ガイドラインの潜在的影響 .. 合理人は、真摯に組織の運営責

任を果たそうとするについて、その展開及び刑の引上げ及びこれが提供する減刑の可能性を考慮に入れる必要がある。」として、連邦量刑ガイドラインの影響の重要性を指摘しております。

連邦量刑ガイドラインは、法人犯罪に関して課される罰金等の賦課に関して、当該法人に法令遵守体制が存在していたか否かが金額の決定に考慮されることを明らかにし、法令遵守体制が存在するというためには最低限どのような要件が必要とされるかの基本原則についてもある程度具体的に規定しております。そして、そこで取り上げられており基本原則は、我が国において法令遵守体制の確立のための指導原則としても参考になるものであります。

次回以降では、この連邦量刑ガイドラインについて具体的に説明していきたいと思っております。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務
、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ

裁判官の判断の有りようと当事者の準備の在り方

決め手となる争点の選択

裁判官から弁護士になってみて、判断の仕方や構造に違いがあることに気づきました。これは当事者の準備の在り方に関係することになります。

甲・乙間で、ある土地について売買契約を締結したか(争点1)、締結したとしてそれが有効か(争点2)、契約は取り消されたか(争点3)、契約は解除されたか(争点4)という争点を持っている訴訟を例にとって説明しますと、当事者は、自分の主張を通すためには、全部の争点について自己の主張が正当であることやその立証をしなければなりません。それぞれに事実問題や法律問題を抱えることとなります。非常に困難な問題が介在することもあります。当事者としては、困難な問題だからこの争点は避けるという選択はできず、争点の全てに関心を払わざるをえませんが、裁判官の立場ですと、争点1の売買契約は締結されていないと認定すると決断すれば、その他の争点に考慮を払う必要がないこととなります。この場合、その他の争点についての当事者の準備は無駄になるわけです。

しかし事件の本筋が争点4にあるとし、当事者は争点4に力点を置いていたとしますと、争点1で結論が出てしまうと、肩すかしの感を抱くことにもなります。こういう食い違いを生じないようにすることが、裁判官にも当事者に求められますが、この問題に関しては、裁判官がより責

任を負うべきでしょう。心証の開示、訴訟指揮でこうした食い違いが生じないように整理する必要があります。しかし当事者も、この事件の本筋は争点4なのだという明白な論陣を張り、裁判官や訴訟関係者のコンセンサスを樹立することが大切です。

私は最高裁調査官をしていたことがあります。最高裁調査官というのは最高裁判事が合議で裁判の結論を出すに先立って、事件の調査をして、意見を出すのが仕事ですが、合議がどこまでまとまるか予想できませんから、上の例では4つの争点のすべてにわたって調査をしておかなければなりません。仮に争点3が大問題で、その調査のために内外の文献を渉猟しなければならぬといふようなときでも、手を抜くことができません。これは時としてとても大変で、不経済でもあるのですが、その代わり力がつくのも事実です。同じように、弁護士が全部の争点に力をそそがざるをえない構造は、長い目でみると、弁護士の力を鍛え上げる原因になっているようです。

事件の大きさによる判断の違い

裁判の結論を導くのは、個々の争点をどのように判断するかの集積です。そうしますと、対象となる売買が、百万円の物件であろうと、百億円の物件であろうと、判断の構造に変わりはありません。したがって、裁判官の立場では、

と については大きさの違いが認定方法の違いをもたらすことがあるとしても、全く違うというものではありません。しかし当事者にとっては、

と には雲泥の相違があります。 ならそれ を失っても余り影響がないと言えても、 を失ったならば大変なことになります。影響度、真剣度は全く異なります。その点裁判官は淡々と判断することになるでしょう。だから客観的な判断が可能と言うこともできるのです。しかし裁判官もこの当事者の思いや運命の違いを肌で感じ、知り尽くした上で判断することが大切なのです。そしてまた、当事者も裁判官がそうした理解、共感をえやすいような情報の提供をしなければなりません。

事件についての詳細な情報の発信

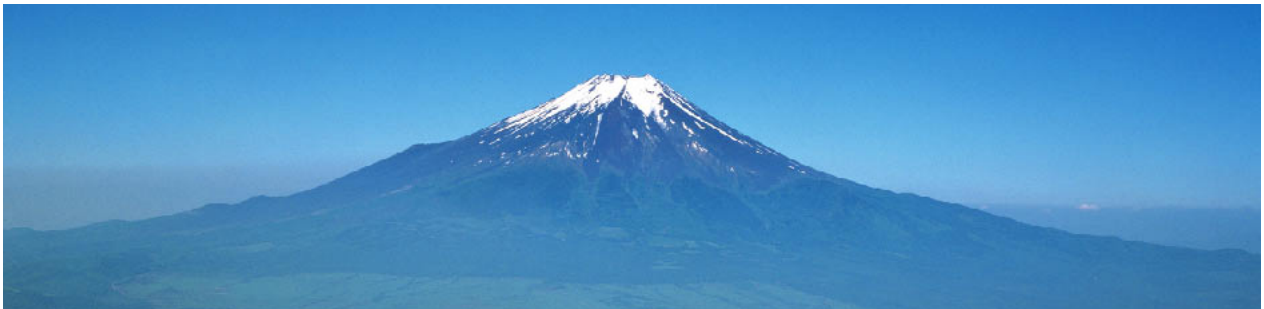
裁判官も事件を精査しますが、他にも事件を抱えていますから、一つの事件に四六時中向き合っていることはできません。しかし当事者本人は四六時中その事件に関わっているものです。整理されているか、客観的かということは一応おくとしても、事件のことを一番知っているのは当事者です。第三者には分からない痛みを持つのも当事者です。

弁護士は、当事者の最も近くに居て、時間的にも長く接触し、接触面も濃密ですから、事件

により深く関わることができます。裁判官よりはるかに詳しく知りうる立場です。ここから弁護士の仕事の在り方が見えてきます。要するに、弁護士は、事件、当事者についてきめの細かい情報を収集し、相手方当事者のことや事件の過去・現在・未来の全体像の中で事柄を整理し分析して、それを詳細に、しかし出来るだけ簡潔かつ効率的に裁判官に発信し、裁判官の理解と共感を深めることで(主張の詳細版と要約版を提出するという工夫なども必要でしょうし、図形や口頭による強調も大切です)。同じ出来事でも、前後の事情や周囲の状況でいろんな見方が可能になるものです。どの角度からどんな光をどれだけ当て、どの角度から見れば、当該の紛争事件における最も正しい見方ができるかを模索し、かつそれを最も分かりやすい角度から主張することとそれを裏付ける証拠を出すことが大切なのです。

裁判官は公正ではあるが、なにもかもを知っているわけではない。

世間知等の知識については裁判官に個人差があります。やはり当事者としては、事件固有のことだけでなく、その背景、業界のことなどの周辺情報を必要な範囲で発信することが必要でしょう。



中央総合法律事務所

〒530 - 0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル11階・受付 5階
TEL. 06 - 6365 - 8111(代表)
FAX. 06 - 6365 - 8289

<http://www.clo.gr.jp>



所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎
弁護士 浅井 隆彦
弁護士 小林 章博
弁護士 藤井 康弘

弁護士 岩城 本臣
弁護士 中光 弘
弁護士 錦野 裕宗
弁護士 川口 富男

弁護士 森 真二
弁護士 中務 正裕
弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 岡村 旦

弁護士 村野 譲二
弁護士 中務 尚子
弁護士 小林 幹雄
弁護士 福屋 憲昭

弁護士 加藤 幸江
弁護士 宮塚 久
弁護士 三浦 章生
法務第一部長 寺本 栄

弁護士 安保 智勇
弁護士 村上 創
弁護士 近藤 恭子
法務第二部長 角口 猛